ktk

第55期
定時株主総会
招集ご通知

日 時 **2026年11月13日（金曜日）**
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場 所 名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
アイリス愛知　2階　コスモス

第55期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
- **第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件**
- **第2号議案　監査等委員である取締役3名選任の件**
- **第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件**

事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

●ご来場の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようにお願い申しあげます。

ケイティケイ株式会社
証券コード 3035

証券コード3035
2026年10月26日
（電子提供措置の開始日 2026年10月22日）

株　主　各　位

名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役社長 青　山　英　生

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第55期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.ktk.gr.jp/ir/library

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【ネットで招集】

https://s.srdb.jp/3035/

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年11月12日(木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年11月13日（金曜日）午前10時（受付開始　午前9時30分）
2. 場　　所　名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
　　アイリス愛知　2階　コスモス
3. 目的事項

報告事項

1. 第55期（2025年8月21日から2026年8月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2025年8月21日から2026年8月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記事項を除いております。したがって、当該書面は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
③ 連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書
④ 連結注記表及び個別注記表

◎本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主懇談会開催のお知らせ

本総会終了後、同会場にて株主懇談会を開催いたします。なお、今後の状況により、変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ktk.gr.jp/）にてご案内いたします。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へご出席 ●

株主総会開催日時

2026年11月13日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

事前にご行使いただく場合

● 書面によるご行使 ●

行使期限

2026年11月12日（木曜日）
午後5時45分到着分まで

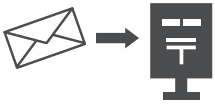

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年11月12日（木曜日）
午後5時45分行使分まで

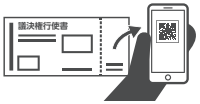

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2026年11月12日（木曜日）
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

（1） 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2） インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について　**0120-652-031**（9:00～21:00）

その他のご照会　**0120-782-031**（平日9:00～17:00）

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

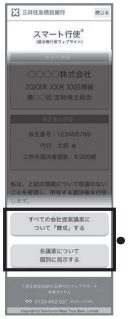

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

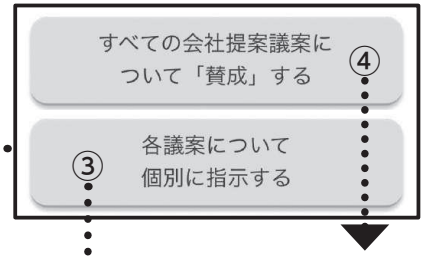

③各議案について個別に指示する

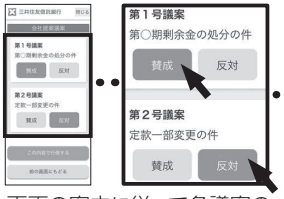

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する

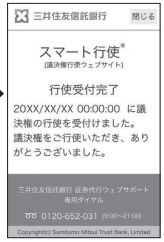

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

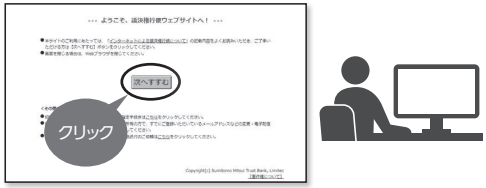

②ログインする

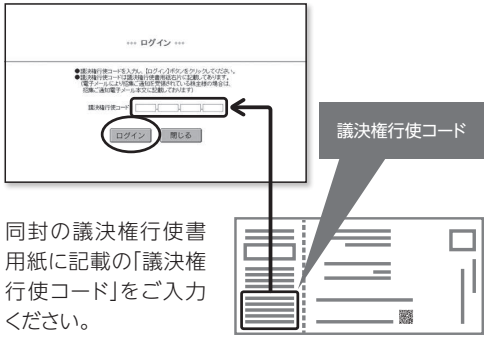

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する

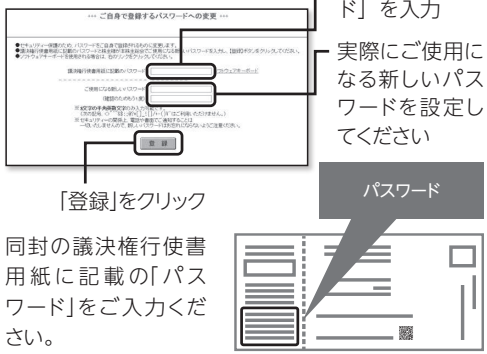

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	青山英生（あおやまひでお）	代表取締役社長	21回／21回（100%）
2	再任	葛西裕之（かさいひろゆき）	専務取締役管理本部長 兼グループ戦略本部長	21回／21回（100%）

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 青山英生(あおやまひでお) (1964年10月8日生)	1988年４月　株式会社東海銀行入行 (現株式会社三菱ＵＦＪ銀行) 1993年３月　株式会社青雲クラウン入社 2004年９月　同社代表取締役社長（現任) 2010年８月　当社社外取締役 2012年８月　当社代表取締役副社長 2012年11月　当社代表取締役社長 2013年８月　ＳＢMソリューション株式会社 代表取締役社長 2015年６月　当社代表取締役会長 2018年８月　株式会社キタブツ中部代表取締役社長 （現任) 2019年８月　当社代表取締役会長兼社長 同　ＳＢMソリューション株式会社 代表取締役会長（現任) 2020年３月　株式会社エス・アンド・エス 代表取締役社長（現任) 2020年11月　当社代表取締役社長（現任) 2022年３月　株式会社イコリス代表取締役会長 （現任) 2025年７月　株式会社じぶんスペース代表取締役 （現任) 重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン代表取締役社長 ＳＢMソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 株式会社エス・アンド・エス代表取締役社長 株式会社イコリス代表取締役会長 株式会社じぶんスペース代表取締役	164,112株
	【取締役候補者とした理由】 当社及び当社グループ会社の経営を長く牽引し、豊富な経験と実績をもとに当社グループの企業価値向上に貢献しております。引き続き当社における経営判断の統括及び事業創造を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	再任 葛西裕之（かさい ひろゆき） (1967年3月14日生)	1991年４月　鹿島建設株式会社入社 2005年７月　株式会社ラ・プラス企画管理部長 （現アサヒサンクリーン株式会社） 2006年２月　同社取締役企画管理部長 2008年５月　同社代表取締役社長 2015年７月　アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役専務 2017年４月　同社代表取締役社長 2018年４月　サンネットワークリブ株式会社 代表取締役社長 2019年３月　東山株式会社 常務執行役員フロンティア事業部長 2020年６月　当社執行役員グループ戦略本部長 2020年11月　当社専務取締役グループ戦略本部長 2021年８月　当社専務取締役管理本部長 兼グループ戦略本部長（現任）	36,398株
	【取締役候補者とした理由】 グループ経営に関する深い知見をもとに、中期経営計画の策定、実行を担っており、当社グループの企業価値向上に貢献しております。引き続き当社グループの持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 重要な兼職の状況に記載の株式会社青雲クラウン、ＳＢＭソリューション株式会社、株式会社イコリス及び株式会社じぶんスペースは、当社の完全子会社であり、株式会社キタブツ中部及び株式会社エス・アンド・エスは当社の孫会社であります。
3. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、青山英生及び葛西裕之の両氏との間で同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案のとおり承認可決され各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

第2号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	再任	武井（たけい）　修（おさむ）	取締役常勤監査等委員	21回／21回（100%）	14回／14回（100%）
2	再任　社外　独立	大庭（おおば）　崇彦（たかひこ）	取締役監査等委員	21回／21回（100%）	14回／14回（100%）
3	再任　社外　独立	後藤（ごとう）　もゆる	取締役監査等委員	21回／21回（100%）	14回／14回（100%）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 武井（たけい）　修（おさむ） （1959年7月8日生）	1983年４月　株式会社中央相互銀行入行 （現株式会社あいち銀行） 1989年３月　株式会社青雲クラウン入社 2012年８月　同社専務取締役 2012年11月　当社取締役 2017年７月　株式会社キタブツ中部代表取締役社長 2020年８月　当社取締役管理本部長 2024年８月　株式会社青雲クラウン顧問 2024年11月　当社取締役（監査等委員）（現任）	10,838株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社の管理本部長を歴任し、財務、会計、人事、労務に関する深い知見を有し、当社の企業価値向上に貢献しております。監査等委員として当社の持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	再任 社外 独立 大庭崇彦（おおば たかひこ） (1981年4月30日生)	2006年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2010年７月 公認会計士登録 2011年５月 大庭崇彦 公認会計士事務所設立（現任） 2011年７月 税理士登録 2011年10月 株式会社Bridge 創業 代表取締役COO（現ブリッジコンサルティンググループ株式会社） 2021年１月 株式会社テトラワークス 創業 代表取締役（現任） 2021年３月 コロンビア・ワークス株式会社社外監査役（現社外取締役（監査等委員））（現任） 同 南富士有限責任監査法人グループ設立 理事長（現任） 2022年１月 株式会社ユナイテッド・フロント・パートナーズ社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年11月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年１月 株式会社ハンモック 社外監査役 （現任） 同 MINAMI FUJI ASIA PACIFIC SINGAPORE PTE LTD Director （現任） 2024年８月 株式会社IKホールディングス 社外取締役（監査等委員）（現任） 2026年６月 弁護士ドットコム株式会社 社外監査役（現任） 重要な兼職の状況 株式会社テトラワークス 代表取締役 南富士有限責任監査法人 理事長	14,400株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 税理士及び公認会計士としての専門知識及びIT・DXに関する知見を有しており、当社の企業価値向上に資することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	再任 社外 独立 後藤（ごとう） もゆる (1971年5月9日生)	2004年10月 日本弁護士連合会に弁護士 登録 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）入会 2008年10月 後藤武夫法律事務所入所 2015年７月 MICS化学株式会社 社外取締役 2018年１月 後藤・鈴木法律事務所パートナー就任 2023年１月 弁護士法人後藤・鈴木法律事務所設立 （現 弁護士法人後藤・木河法律事務所） 同事務所パートナー弁護士就任（現任） 2023年12月 株式会社シイエム・シイ 社外監査役 （現社外取締役（監査等委員））（現任） 2024年11月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年６月 イビデン株式会社 社外取締役 （監査等委員）（現任） 重要な兼職の状況 弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士	3,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士としての法律知識や豊富な経験に基づく助言等により、当社のコンプライアンス体制の充実に資することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大庭崇彦及び後藤もゆるの両氏は、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって大庭崇彦氏が4年、後藤もゆる氏が2年となります。
3. 当社は、監査等委員が期待される役割を十分に発揮できるよう、武井修、大庭崇彦及び後藤もゆるの各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、候補者の独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、本議案が承認可決されることを条件に、大庭崇彦及び後藤もゆるの両氏を当社が株式を上場している東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、武井修、大庭崇彦及び後藤もゆるの各氏との間で同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
7. 取締役候補者の後藤もゆる氏の戸籍上の氏名は「児堀もゆる」であります。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名に対して、役員賞与総額5,000千円を支給することといたしたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与支給については、事業報告「4.会社役員に関する事項（5）①役員報酬等の内容の決定に関する基本方針」に基づき、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査等委員会から役員賞与支給額は相当である旨の意見を得ております。

（ご参考）

取締役（監査等委員である取締役を含む）が有する知見、専門性、経験（スキルマトリックス）は、以下のとおりであります。

	氏名	属性	役職	企業経営	製造 品質管理	営業 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	財務会計 M&A	IT・DX	人事労務 人材開発	法務 リスク管理
取締役	青山　英生	指名・報酬委員会	代表取締役社長	○	○	○		○		
	葛西　裕之		専務取締役 管理本部長 兼グループ戦略本部長	○			○		○	
監査等委員	武井　修		常勤監査等委員	○			○		○	
	大庭　崇彦	指名・報酬委員会 独立　社外		○			○	○		
	後藤もゆる	指名・報酬委員会 独立　社外		○					○	○

※「IT・DX」領域については、外部専門家とも連携し、職務執行が十分機能する体制を構築しております。

以　上

事　業　報　告

（2025年８月21日から
2026年８月20日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、全体として緩やかな回復が続きました。一方で、中東情勢や自然災害の影響に加え、金融資本市場の変動等にも留意する必要があり、依然として先行き不透明な事業環境が続いております。

このような環境の中、当社グループはビジョンである「Change the office mirai」の実現と中長期の成長を目指して策定した中期経営計画「Growth Plan 2027」に沿って、サプライ事業を基盤事業、ITソリューション事業を成長事業と位置付け、グループを挙げて重点施策を推進してまいりました。

サプライ事業におきましては、企業のコスト意識や環境配慮への関心の高まりを背景に、リユース製品の需要を着実に取り込みました。また、リユーストナー市場における業界再編が進む中、新規営業活動を積極的に展開し、新規顧客の獲得を進めるとともに、製造から販売までの一貫体制と高い品質管理力を強みに、自社製品の販売を拡大しました。加えて、文具事務用品等の商品販売も堅調に推移し、事業全体の増収増益に寄与しました。ITソリューション事業におきましては、PC販売が業績をけん引したほか、グループ各社の顧客基盤を活かしたクロスセル・アップセルが進展し、売上高の伸長と収益性の向上を実現しました。これらの取り組みにより、サプライ事業、ITソリューション事業ともに前連結会計年度を上回る増収増益となり、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高を達成いたしました。

これらの結果、売上高は20,192,379千円（前連結会計年度比6.7％増）、営業利益は557,980千円（前連結会計年度比30.8％増）、経常利益は648,903千円（前連結会計年度比25.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は489,557千円（前連結会計年度比47.4％増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（サプライ事業）

新規営業活動の強化により、新規顧客の獲得とリユーストナーを中心とする自社製品の拡販が進みました。また、文具事務用品等の商品販売も堅調に推移し、売上高及びセグメント利益の伸長につながりました。

これらの結果、売上高は15,372,267千円（前連結会計年度比5.6％増）、セグメント利益は 954,145千円（前連結会計年度比14.7％増）となりました。

（ITソリューション事業）

PC販売が好調を維持したほか、セキュリティ機器・サービス等のクロスセル・アップセルも進展しました。また、グループ各社の顧客基盤を活かし、お客様の課題に応じた提案活動を強化したことにより、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を上回りました。

これらの結果、売上高は4,820,112千円（前連結会計年度比10.2％増）、セグメント利益は 220,615千円（前連結会計年度比37.2％増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において、ECサイトの開発、連結子会社による駐車場用地の取得等により、総額122百万円の設備投資を実施しております。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、引き続き緩やかな回復が期待される一方、中東情勢や自然災害、継続的な物価上昇、金融資本市場の変動等により、先行き不透明な状況が続くことが懸念されております。

このような状況の中、当社グループはビジョンである「Change the office mirai」を実現すべく、2025年8月期から2027年8月期までの3ヵ年の中期経営計画「Growth Plan 2027」を策定し、一層力強い成長を目指して取り組んでおります。中期経営計画の基本方針として「顧客基盤の活用と強化」と「事業ポートフォリオの転換」の2つを掲げており、基盤事業であるリユーストナーや文具事務用品などのサプライ事業の堅守、及び成長事業である顧客のDX推進を支援するITソリューション事業の拡大を目指し、グループ一丸となって今後も重点施策を推し進めてまいります。

サプライ事業においては、製造直販型ビジネスの強みを基盤に、リユーストナーを中心とする新規顧客の開拓と適正な価格改定による収益性の向上を図るとともに、自社ECサイト「YORIDORI」をプラットフォームとした顧客参画型のリユーストナー循環システム「サステナブルパートナープログラム」を推進し、カートリッジの循環利用と環境価値の見える化を通じた循環型社会への貢献及びさらなるシェアの拡大を目指してまいります。ITソリューション事業においては、複合機販売を起点とした提案型ビジネスの展開に加え、PC、セキュリティ対策商品、ネットワーク、クラウドサービス等の拡販に注力し、グループ各社の顧客基盤やデジタルマーケティング、スキャニングの技術・スキルを活かすことで、お客様の多様な経営課題に対応する高付加価値なソリューションの提供を強化してまいります。また、オフィス家具を主体としたワークプレイス提案に加え、ITインフラやDX支援、エンゲージメント向上への取り組みを組み合わせることで、お客様の働く環境全体の価値向上を支援する「ワークプレイス・サービスプロバイダー」への進化を図ってまいります。

さらに、当社グループの事業価値であるサステナビリティへの取り組みについては、「事業活動と経営戦略の中心にSDGsの理念を据えて持続可能な社会の実現に貢献する」という基本方針のもと、重要課題（マテリアリティ）として「環境貢献」「DX」「人材育成・ダイバーシティ」「経営基盤強化」を特定しております。今後も経営環境の変化に迅速に対応しつつ、企業価値向上に邁進するとともに、経営資源の最適な配分を行い、コーポレートガバナンスの強化と持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第52期 (2023年8月期)	第53期 (2024年8月期)	第54期 (2025年8月期)	第55期 (当連結会計年度) (2026年8月期)
売上高 (千円)	17,611,835	18,109,789	18,927,608	20,192,379
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	310,193	345,327	332,198	489,557
1株当たり当期純利益 (円)	57.26	63.50	60.90	89.52
総資産 (千円)	8,452,938	8,866,585	9,335,132	10,469,002
純資産 (千円)	3,876,084	4,210,578	4,477,758	5,030,553

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社青雲クラウン	100,000	100.00	文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売
ＳＢＭソリューション株式会社	10,000	100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株式会社キタブツ中部	40,000	間接所有 100.00	ロジスティック事業及び倉庫業
株式会社エス・アンド・エス	10,000	間接所有 100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株式会社イコリス	10,000	100.00	ネットビジネスのアルゴリズム解析、デジタルマーケティング、EC事業、EC運営支援
東海桜井株式会社	10,000	間接所有 100.00	スキャニング、ドキュメントソリューション
株式会社じぶんスペース	10,000	100.00	ITに特化した就労継続支援A型事業所(障がい福祉サービス)

(注) 1.株式会社キタブツ中部及び株式会社エス・アンド・エスは株式会社青雲クラウン、東海桜井株式会社はＳＢＭソリューション株式会社を通じての間接所有となっております。
2.当社の連結子会社は8社であります。

（11）主要な事業内容（2026年8月20日現在）

当社グループは、「Change the office mirai」をビジョンに掲げ、お客様の働く環境を変えることを使命としております。その実現のために新しいビジネスモデルを構築し、リユース商品（リパックトナー等）、OAサプライ商品（トナーカートリッジ等）、文具事務用品、ITソリューション商品（ドキュメント、PC環境等）のオフィス関連商品の生産、仕入、物流、販売を主な事業としております。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

①当社

事業者向けに、以下の商品群の販売を行っております。

（リユース商品）

・リパックトナー	トナーカートリッジのリユースリサイクル
・リパックリボン	インクリボンのリユースリサイクル
・リパックインク	インクカートリッジのリユースリサイクル
・リパックジェル	ジェルジェットプリンター専用のリユースリサイクル

（OAサプライ商品）	OA機器やオフィスで使用する消耗品
・トナーカートリッジ	レーザープリンター、マルチファンクションプリンター、普通紙FAX等印字用消耗品
・インクリボン	ドットプリンター及びサーマルプリンター印字用消耗品
・インクカートリッジ	インクジェットプリンター印字用消耗品
・OA汎用紙	OA汎用紙、再生PPC用紙、カラーPPC用紙

（ITソリューション商品）	PC、ソフトウエアを含むDX推進を支援する商品
・ドキュメント	複合機、電子文書管理、OCR、スキャン
・PC環境	PC、モバイルPC、WEB会議、デジタルホワイトボード
・ネットワーク	通信回線、ルータ、UTM、ネットワークカメラ、ＨＰ制作

（その他）

オフィス向け会員制ECサイト「YORIDORI(ヨリドリ)」を通じたオフィス関連商品等の販売

②株式会社青雲クラウン

文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売並びに「オフィス購買システム」の提案、販売を行っております。

③ＳＢＭソリューション株式会社

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

④株式会社キタブツ中部

ロジスティック事業及び倉庫業を行っております。

⑤株式会社エス・アンド・エス

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

⑥株式会社イコリス

ネットビジネスのアルゴリズム解析、デジタルマーケティング、EC事業、EC運営支援に係る業務を行っております。

⑦東海桜井株式会社

書類のスキャン・電子化業務、図面用消耗品販売、製本の作成、文具・オフィス用品の販売、複合機等 OA 機器のレンタルに係る業務を行っております。

⑧株式会社じぶんスペース

ECサイト運営、ホームページ作成、動画編集、SNS運用、Webライティング、イラスト作成に係る業務を行っております。(ITに特化した就労継続支援A型事業所の運営)

（12）主要な営業所及び工場（2026年8月20日現在）

① 当社

本　　社	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
名古屋支店	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
東京支店	東京都千代田区内神田一丁目4番10号　ATS大手町ビル8階	
関西支店	大阪市中央区南船場一丁目13番14号　南船場スクエアビル4階	
営業所	札幌営業所（札幌市中央区）	青森営業所（青森市長島）
	仙台営業所（仙台市太白区）	千葉営業所（千葉市中央区）
	埼玉営業所（さいたま市南区）	横浜営業所（横浜市西区）
	静岡営業所（静岡市駿河区）	浜松営業所（浜松市中央区）
	松本営業所（松本市白板）	富山営業所（射水市流通センター）
	三重営業所（四日市市鵜の森）	岐阜営業所（岐阜市江添）
	広島営業所（広島市西区）	福岡営業所（福岡市博多区）
	松山営業所（松山市小栗）	
配送所	小牧物流センター（小牧市大字上末）	駒ヶ根物流センター（駒ヶ根市下平）
工　　場	春日井工場（春日井市惣中町）	駒ヶ根工場（駒ヶ根市下平）

② 主要な連結対象会社

イ．株式会社青雲クラウン

本社・名東本部	名古屋市名東区社台三丁目241番地	
長野支店	長野市篠ノ井御幣川西側459番地6	
営業所	岐阜営業所（岐阜市江添）	三重営業所（津市半田池町）
	豊橋営業所（豊橋市多米西町）	

ロ．ＳＢＭソリューション株式会社

本　　社	名古屋市中川区八熊一丁目10番16号
営業所	岐阜営業所（岐阜市江添）

ハ．株式会社キタブツ中部

本　　社	小牧市大字上末2488番地9

ニ．株式会社エス・アンド・エス
本　　社　瀬戸市共栄通四丁目37番地

ホ．株式会社イコリス
本　　社　名古屋市中村区名駅二丁目38番2号

ヘ．東海桜井株式会社
本　　社　名古屋市西区こも原町23番地

ト．株式会社じぶんスペース
本　　社　名古屋市中区伊勢山一丁目1番4号

（13）従業員の状況（2026年8月20日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
324名	＋15名

（注） 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員2名、嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数164名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
192名	＋20名	41.3才	12.3年

（注） 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名、嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数67名は含んでおりません。
従業員数は、前期末比20名増加しております。これは、事業拡大及び組織体制の強化に伴い、人員採用を進めたことによるものであります。

（14）主要な借入先（2026年8月20日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	450,000
株式会社あいち銀行	165,182
株式会社大垣共立銀行	90,000

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年8月20日現在）

（1）発行可能株式総数　12,000,000株
（2）発行済株式の総数　5,725,000株（自己株式251,844株を含む）
（3）株主数　2,339名
（4）大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
青雲堂株式会社	1,092,900	19.97
名古屋中小企業投資育成株式会社	399,000	7.29
いずも産業株式会社	236,800	4.33
川島和之	230,000	4.20
青山知広	170,000	3.11
青山英生	164,112	3.00
青山深雪	130,000	2.38
厚東和寿	100,000	1.83
中西京子	90,900	1.66
株式会社三菱UFJ銀行	80,000	1.46
青山智子	80,000	1.46
橋本佳世	80,000	1.46

（注）1. 当社は、自己株式251,844株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中の職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	当社普通株式　13,817株	3名

（注）1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に上記株式報酬を付与していません。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項（5）①役員報酬等の内容の決定に関する基本方針」に記載しております。
3. 当社は、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2026年8月20日現在）

（1）取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青山英生	株式会社青雲クラウン代表取締役社長 ＳＢＭソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 株式会社エス・アンド・エス代表取締役社長 株式会社イコリス代表取締役会長 株式会社じぶんスペース代表取締役
専務取締役	葛西裕之	管理本部長兼グループ戦略本部長
取締役	鈴木宏紀	営業本部長
取締役（常勤監査等委員）	武井修	
取締役（監査等委員）	大庭崇彦	株式会社テトラワークス代表取締役 南富士有限責任監査法人　理事長
取締役（監査等委員）	後藤もゆる	弁護士法人後藤・木河法律事務所　パートナー弁護士

（注）1. 重要な会議への出席、内部監査担当との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、武井修氏を常勤の監査等委員に選定しております。

2. 取締役のうち大庭崇彦及び後藤もゆるの両氏は、監査等委員である社外取締役であります。

3. 当社は取締役のうち大庭崇彦及び後藤もゆるの両氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。

4. 取締役の大庭崇彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である武井修、大庭崇彦及び後藤もゆるの各氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社及び子会社の役員及び執行役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。また、保険料は全額会社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

ⅰ 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の内容の決定に際しては、各職責に見合った適正な水準とすることを基本方針とする。なお、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬である賞与及び非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）である譲渡制限付株式報酬、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、固定報酬のみにより構成し、毎期の持続的な業績向上に加えて中長期的な成長を動機づける設計とする。

ⅱ 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

社内内規に基づき、役付ごとに月額報酬の上限を定め、この上限内で当社の業績、経済情勢及び在任期間等を考慮して、指名・報酬委員会の審議を踏まえて取締役会において個人別の報酬等の額を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、社内内規に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定する。

ⅲ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の業績連動報酬及び非金銭報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

＜業績連動報酬（賞与）＞

月額報酬の1ヶ月程度を目安に当社の業績を総合的に勘案して総額を決定し、株主総会の承認を経た後一定の時期に支給する。個人別の報酬等の額については、各役員の役割、貢献度、従業員の支給月数等を総合的に判断し、指名・報酬委員会の審議を踏まえて取締役会において決定する。

＜非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）＞

対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役）に対して当社より支給される金銭報酬債権の一部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける類型の「事前交付型リストリクテッド・ストック」とする。対象取締役が株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、付与される当社株式に対して譲渡制限期間を設定する。交付する株式数は、次の定める方法により算定する。

交付株式数＝交付基準額（月額報酬×役位倍率）÷株価

※株価　発行又は処分される当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定する。

ⅳ　固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の構成比率は、上記ⅰの基本方針に則り短期業績ではなく、中長期的な成長を動機づけるため固定報酬に比重を置き、概ね固定報酬：業績連動報酬（賞与）：非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）＝80％：10％：10％とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） (うち社外取締役)	68,739 (—)	55,200 (—)	5,000 (—)	8,539 (—)	3 (—)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,160 (7,680)	14,160 (7,680)	— (—)	— (—)	3 (2)

（注）1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議により、月額25,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、3名となります。また、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会決議により、別枠で譲渡制限付株式の付与のため金銭報酬の総額として、年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、3名となります。

2. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議により、月額3,500千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）となります。

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額となります。

4. 上記以外に、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会において、「役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件」が承認可決され、今後実際の退任日に支給されます。その支給予定額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名40,620千円となります。なお、当該金額は、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額の総額となります。

③ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容と役員報酬等の内容の決定に関する基本方針の整合性等を確認し、取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定方法は、月額報酬の1ヶ月程度を目安に当社の業績、各役員の役割、貢献度、従業員の支給月数等を総合的に判断し、指名・報酬委員会において検討し取締役会に答申し、取締役会において決定しております。なお、前事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名に対して、役員賞与総額5,000千円を支給しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・当社と社外取締役（監査等委員）大庭崇彦氏が代表を務める株式会社テトラワークス及び南富士有限責任監査法人との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

・当社と社外取締役（監査等委員）後藤もゆる氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人後藤・木河法律事務所との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	大　庭　崇　彦	当事業年度開催の取締役会21回すべてに出席し、また、監査等委員会14回すべてに出席し、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、必要な発言を行い重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	後　藤　もゆる	当事業年度開催の取締役会21回すべてに出席し、また、監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、必要な発言を行い重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬	21,000千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査業務に基づく報酬	―千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等総合的に判断し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

（1）株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項であるため、必要性、合理性を踏まえ今後も検討を継続してまいります。

（2）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、①株主に対する利益還元、②経営基盤の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の確保、③当社従業員に対する還元の３つを基本方針としております。このような方針に基づき、配当につきましては、内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、システム開発等に戦略的に投資し、長期的な競争力の向上と財務体質の強化を目指してまいります。

また、自己株式の活用についても、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために財務状況を勘案しながら検討してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき11円とさせていただきました。なお、中間配当１株につき10円とあわせて当期の年間配当金は21円（前期17円）となります。

（注）　事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年8月20日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,110,984**	**流動負債**	**4,880,624**
現金及び預金	3,278,356	支払手形及び買掛金	1,587,855
受取手形	35,576	電子記録債務	1,495,807
電子記録債権	382,264	短期借入金	946,246
売掛金	2,568,499	未払法人税等	156,203
商品及び製品	632,512	賞与引当金	85,731
原材料及び貯蔵品	136,597	役員賞与引当金	26,097
その他	81,323	株主優待引当金	15,426
貸倒引当金	△4,147	その他	567,257
固定資産	**3,358,018**	**固定負債**	**557,824**
有形固定資産	**1,615,276**	長期借入金	9,186
建物及び構築物	328,553	繰延税金負債	168,756
機械装置及び運搬具	28,543	役員退職慰労引当金	36,213
土地	1,208,539	退職給付に係る負債	148,110
その他	49,640	資産除去債務	1,986
無形固定資産	**222,320**	その他	193,571
のれん	99,665	**負債合計**	**5,438,449**
ソフトウエア	116,384	(純資産の部)	
その他	6,270	**株主資本**	**4,648,095**
投資その他の資産	**1,520,421**	**資本金**	**294,675**
投資有価証券	945,762	**資本剰余金**	**673,441**
退職給付に係る資産	207,172	**利益剰余金**	**3,772,555**
繰延税金資産	13,449	**自己株式**	**△92,576**
保険積立金	99,095	**その他の包括利益累計額**	**382,458**
その他	258,022	**その他有価証券評価差額金**	**382,458**
貸倒引当金	△3,081	**純資産合計**	**5,030,553**
資産合計	**10,469,002**	**負債純資産合計**	**10,469,002**

連結損益計算書

(2025年 8 月21日から
2026年 8 月20日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**20,192,379**
売上原価		**15,327,617**
売上総利益		**4,864,761**
販売費及び一般管理費		**4,306,781**
営業利益		**557,980**
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,078	
仕入割引	34,503	
受取家賃	45,243	
その他	25,468	129,294
営業外費用		
支払利息	14,455	
不動産管理費	9,775	
投資事業組合管理費用	10,835	
その他	3,304	38,370
経常利益		**648,903**
特別利益		
投資有価証券売却益	80,668	80,668
特別損失		
固定資産除却損	107	107
税金等調整前当期純利益		**729,464**
法人税、住民税及び事業税	253,957	
法人税等調整額	△14,049	239,907
当期純利益		**489,557**
親会社株主に帰属する当期純利益		**489,557**

貸借対照表

（2026年８月20日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,189,281**	**流動負債**	**2,096,736**
現金及び預金	1,551,748	電子記録債務	126,425
受取手形	249	買掛金	816,486
電子記録債権	103,674	短期借入金	689,996
売掛金	1,228,730	未払金	103,786
商品及び製品	142,817	未払費用	106,344
原材料及び貯蔵品	115,200	未払法人税等	87,514
前払費用	32,877	預り金	13,504
その他	16,362	賞与引当金	79,486
貸倒引当金	△2,379	役員賞与引当金	5,000
固定資産	**2,628,501**	株主優待引当金	15,426
有形固定資産	**1,006,847**	その他	52,765
建物	216,091	**固定負債**	**120,361**
構築物	4,300	長期借入金	1,686
機械及び装置	22,153	繰延税金負債	37,028
車両運搬具	3,012	長期未払金	53,707
工具、器具及び備品	12,547	資産除去債務	1,986
土地	748,740	長期預り保証金	23,446
無形固定資産	**116,532**	その他	2,506
ソフトウエア	110,399	**負債合計**	**2,217,097**
その他	6,132	（純資産の部）	
投資その他の資産	**1,505,121**	**株主資本**	**3,545,970**
投資有価証券	153,614	**資本金**	**294,675**
関係会社株式	989,180	**資本剰余金**	**673,441**
出資金	50	資本準備金	505,325
従業員貸付金	1,194	その他資本剰余金	168,116
関係会社長期貸付金	11,000	**利益剰余金**	**2,670,430**
破産更生債権等	847	利益準備金	40,543
長期前払費用	26,725	その他利益剰余金	2,629,886
保険積立金	92,475	別途積立金	1,000,000
差入保証金	22,833	繰越利益剰余金	1,629,886
前払年金費用	207,172	**自己株式**	**△92,576**
その他	876	**評価・換算差額等**	**54,714**
貸倒引当金	△847	その他有価証券評価差額金	54,714
		純資産合計	**3,600,685**
資産合計	**5,817,782**	**負債純資産合計**	**5,817,782**

損益計算書

(2025年 8 月21日から
2026年 8 月20日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**8,917,386**
売上原価		**6,803,542**
売上総利益		**2,113,843**
販売費及び一般管理費		**1,805,541**
営業利益		**308,302**
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,057	
受取家賃	39,883	
業務受託料	22,560	
その他	14,705	125,206
営業外費用		
支払利息	8,509	
不動産管理費	8,574	
投資事業組合管理費用	8,753	
その他	2,700	28,538
経常利益		**404,969**
特別利益		
投資有価証券売却益	80,668	80,668
特別損失		
固定資産除却損	100	100
税引前当期純利益		**485,538**
法人税、住民税及び事業税	138,407	
法人税等調整額	△4,727	133,679
当期純利益		**351,859**

連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月28日

ケイティケイ株式会社
取締役会　御中

五十鈴監査法人
桑名事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西野賢也

指定社員
業務執行社員　公認会計士　髙士雄次

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2025年8月21日から2026年8月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイティケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人 監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月28日

ケイティケイ株式会社
取締役会　御中

五十鈴監査法人
桑名事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　野　賢　也

指定社員
業務執行社員　公認会計士　髙　士　雄　次

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2025年8月21日から2026年8月20日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会 監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年8月21日から2026年8月20日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月30日

ケイティケイ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　武　井　　修　㊞

監査等委員　　大　庭　崇　彦　㊞

監査等委員　　後　藤　もゆる　㊞

（注）監査等委員大庭崇彦及び後藤もゆるは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場のご案内

場所　名古屋市中区丸の内二丁目５番10号　**アイリス愛知　２階　コスモス**
【ＴＥＬ】052-223-3751（代表）

※会場の駐車場は限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

交通

桜通線「丸の内駅」　❹番出口より徒歩８分
鶴舞線「丸の内駅」　❶番出口より徒歩８分
名城線「名古屋城駅」❹番出口より徒歩８分

名古屋駅バスターミナル
（８番のりば）より
「外堀通」下車すぐ

ケイティケイ株式会社

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915

この印刷物は、FSC®認証紙を使用し、
植物油インキを使って印刷しています。